

# 空き家と一緒に農地を

“売りたい”

“買いたい”

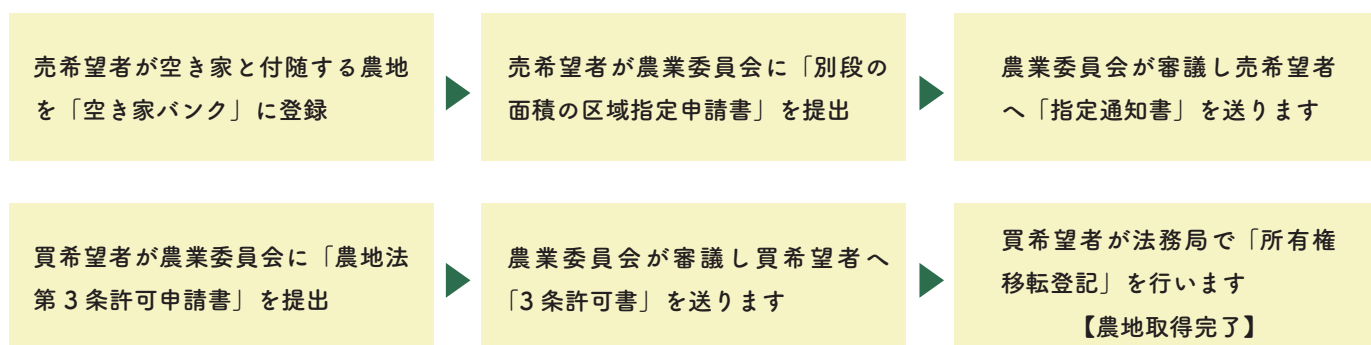
方へ



空き家バンクに登録した空き家に付随する農地について、取得するための要件が一部緩和されます!!

中山間地域への移住や遊休農地の発生防止・解消を目指しています。

## 手続きの流れ



買希望者は取得後 **5年以上耕作** をする誓約書を提出します

農地を取得するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- すべての農地を効率的に耕作すること
- 農作業に常時（150日以上）従事すること
- 地域と調和した営農をし、周辺農地に支障が生じないこと
- 権利取得後、本人または世帯員の耕作する農地面積が **1アール**（100㎡）以上あること

→通常は30アールですが本事業では1アールに下がります

【お問い合わせ】

空き家に関すること

中山間地域活性化推進課 ☎054-639-0120

空き家に付随する農地のこと

農業委員会事務局 ☎054-643-3269